

## 広島県特定都市河川浸水被害対策法施行条例の制定について

### 1 要旨・目的

流域治水を本格実践するために改正された特定都市河川浸水被害対策法（以下「特定都市河川法」という。）に基づき、指定流域内で雨水貯留浸透施設の設置を伴う一定規模以上の開発行為等が行われる際に必要となる標識について必要な事項を定めるため、新たに条例を制定する。

### 2 現状・背景

近年の激甚化・頻発化する豪雨などでは、大都市に限らず中小規模の都市部を流れる河川において、従来想定していなかった規模での水害が発生していることを踏まえ、これまで特定都市河川法において指定の対象としていた「市街化の進展」により河川整備で浸水被害防止が困難な河川に加え、「当該河川が接続する河川の状況若しくは当該都市部を流れる河川の周辺の地形その他の自然的条件の特殊性」により困難な河川を対象に加えるなど、全国で流域一体となった浸水被害対策の推進を図るための法改正が行われた。

（別紙「1 特定都市河川法の概要について」参照）

本県においては、現在、一級河川江の川上流域及び二級河川本川流域を特定都市河川として指定することを検討している。（別紙「2 本県における特定都市河川の指定について」参照）

### 3 概要

#### (1) 対象者

指定流域内の県民等

#### (2) 条例に定める主な内容

特定都市河川法において、以下の事項については国土交通省令で定める基準を参酌して条例で定めることとされている。特定都市河川浸水被害対策法施行規則（平成16年国土交通省令第64号。以下「省令」という。）に具体的な記載事項が列記されており、また県独自の基準を定めるような特段の事情もないことから、条例には省令と同じ事項を定めることとする。

雨水貯留浸透施設の標識	保全調整池の標識	貯留機能保全区域の標識
①雨水貯留浸透施設の名称 ②雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証番号	①保全調整池の名称及び指定番号	①貯留機能保全区域の名称及び指定番号
③雨水貯留浸透施設の容量（容量のない施設の場合は、規模）及び構造の概要	②保全調整池の容量及び構造の概要	②貯留機能保全区域の位置
④雨水貯留浸透施設が有する機能を阻害するおそれのある行為をしようとする者は知事の許可を要する旨	③保全調整池が有する機能を阻害するおそれのある行為をしようとする者は知事に届け出なければならない旨	
⑤雨水貯留浸透施設の管理者及びその連絡先	④保全調整池の管理者及びその連絡先	③貯留機能保全区域の管理者及びその連絡先
⑥標識の設置者及びその連絡先	⑤標識の設置者及びその連絡先	④標識の設置者及びその連絡先

(3) 施行日

令和4年4月1日

(4) 予算（国庫・単県）

—

4 今後の予定

本県において特定都市河川流域として指定を検討している2流域については、特定都市河川法に基づき、指定公示日から効力が発生する雨水浸透阻害行為の許可、指定流域内の関係機関や学識経験者等で構成される流域水害対策協議会の設置、流域における目標・対策メニュー等を定めた流域水害対策計画の策定等を進めていくこととなる。

主な項目	主体	R3年度			R4年度												
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
条例施行	県				●												
特定都市河川流域の指定公示 <sup>※1</sup>	国・県				4/1	←	→										
法定意見聴取（県知事・市町長）	県・市		←	→													
雨水浸透阻害行為の許可 <sup>※2</sup>	県				←	→	●	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
流域水害対策協議会の開催	国・県				事前	●				●							●
流域水害対策計画の策定	・市等						●	→	→	→	→	→	→	→	→	→	● 策定
貯留機能保全区域等の許可 <sup>※3</sup>	県																● →

※1 指定公示日については、現在国と調整中（5～6月）

※2 指定公示日から雨水浸透阻害行為について許可が必要

※3 貯留機能保全区域及び浸水被害防止区域については流域水害対策計画において任意で設定

【参考】

■ 雨水浸透阻害行為の許可

特定都市河川流域において、河川管理者等が計画的に行う浸水被害防止のための対策による効果が減殺しないようにするため、開発等により生じる流出増について、当該行為を行う者に対策を求めるものである。

雨水浸透阻害行為とは、雨水が流出しにくい宅地等以外の土地において流出雨水量を増加させる以下の行為をさす。

- (1) 宅地等にするために行う土地の形質の変更
- (2) 土地の舗装（コンクリート等の不浸透性の材料により土地を覆うこと）
- (3) ゴルフ場、運動場その他これに類する施設（雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る。）を新設し、又は増設する行為。
- (4) ローラーその他これに類する建設機械を用いて土地を締め固める行為（既に締め固められている土地において行われる行為を除く。

■ 保全調整池

特定都市河川流域において、河川管理者等が計画的に行う浸水被害防止のための対策による効果が減殺しないようにするため、雨水浸透阻害行為の許可とあわせて、浸水被害の防止の目的を持った既存の防災調整池について、保全調整池として指定し雨水の一時的な貯留機能の保全を図るものである。

■ 貯留機能保全区域

河川沿いの低地や窪地等の河川の氾濫に伴い侵入した水や雨水を一時的に貯留し、流域における都市浸水拡大を抑制する効用があり、過去より農地等として保全されてきた土地の面的な貯留機能を将来にわたって保全するため、土地の所有者の同意を得て指定するものである。

## 1 特定都市河川法の概要について

### (1) これまでの特定都市河川法

平成 11 年・15 年の福岡水害や平成 12 年の東海水害など浸水被害が頻発し、都市部における浸水が都市機能の麻痺や地下街の浸水をもたらすなど重大な被害につながる一方、市街化の進展した都市部においては、河道の拡幅、堤防のかさ上げ、洪水調節ダム等の整備による浸水被害の防止が困難であることが大きな課題となっていた。

このような状況を踏まえ、平成 15 年に特定都市河川法が制定され、都市部を流れる河川の流域において、著しい浸水被害が発生し、又はそのおそれがあり、かつ、河道等の整備による浸水被害の防止が市街化の進展により困難な地域について、特定都市河川及び特定都市河川流域として指定し、浸水被害対策の総合的な推進のための流域水害対策計画の策定、河川管理者による雨水貯留浸透施設の整備、雨水の流出を抑制するための規制等、浸水被害の防止のための対策の推進を図ることとされた。

### (2) 改正の背景

近年の激甚化・頻発化する豪雨などでは、地方の県庁所在地や中核都市等の都市部を流れる河川において、従来想定していなかった規模での水害が発生しており、「市街化の進展」以外の要因により、河道等の整備による浸水被害の防止が困難となる状況が生じている。

このような状況を踏まえ、特定都市河川法改正前には指定対象とされていなかった、「当該河川が接続する河川の状況若しくは当該都市部を流れる河川の周辺の地形その他の自然的条件の特殊性」により、河道等の整備のみでは浸水被害の防止が困難な河川及びその流域について、指定の対象に加え、全国で流域一体となった浸水被害対策の推進を図ることとされた。

### (3) 改正の概要

#### 1) 流域水害対策計画を活用する河川の拡大

- ・ 市街地の進展により河川整備で被害防止が困難な河川に加え、自然条件により困難河川を対象に追加（指定要件の緩和）

#### 2) 流域水害対策に係る協議会の創設と計画の充実

- ・ 国、都道府県、市町村等の関係者が一堂に会し、官民による雨水貯留浸透施設の強化、浸水エリアの土地利用等を協議。
- ・ 協議結果を流域水害対策計画に位置付け、確実に実施。

#### 3) 流域における雨水貯留対策の強化

- ・ 貯留機能保全区域を創設し、沿川の保水・遊水機能を有する土地を確保。
- ・ 都市部の緑地を保全し、貯留機能を有するグリーンインフラとして活用。
- ・ 認定制度、補助、税制特例により、自治体・民間の雨水貯留浸透施設の整備を支援。

#### 4) 水防災に対応したまちづくりとの連携・住まい方の工夫

- ・ 浸水被害防止区域を創設し、住宅や要配慮者施設等の安全性を事前確認（許可制）

表 特定都市河川法の主な項目における新旧対照表

新	旧	改正概要
1 特定都市河川等の指定対象	1 特定都市河川等の指定対象	<b>拡充</b> 指定要件の緩和
2 流域水害対策計画の策定	2 流域水害対策計画の策定	<b>拡充</b> 計画内容の充実（計画期間、土地利用に関する事項等の追加）
3 流域水害対策協議会の創設	—	<b>新規</b> 官民一体となった計画の策定・確実な実施
4 流域水害対策計画に基づく措置	4 流域水害対策計画に基づく措置	
(1) 河川管理者による雨水貯留浸透施設の整備	(1) 河川管理者による雨水貯留浸透施設の整備	
(2) 他の地方公共団体の負担金	(2) 他の地方公共団体の負担金	
5 雨水貯留浸透施設整備計画の認定等	—	<b>新規</b> 官民の雨水貯留浸透施設の整備支援
6 特定都市河川流域における規制	6 特定都市河川流域における規制	
(1) 雨水浸透阻害行為の許可等	(1) 雨水浸透阻害行為の許可等	
(2) 保全調整池に係る行為の届出・管理協定	(2) 保全調整池に係る行為の届出・管理協定	
(3) 貯留機能保全区域の指定	—	<b>新規</b> 保水・遊水機能を有する土地の確保
(4) 浸水被害防止区域の指定	—	<b>新規</b> 住宅や要配慮者施設等の安全性を事前確認

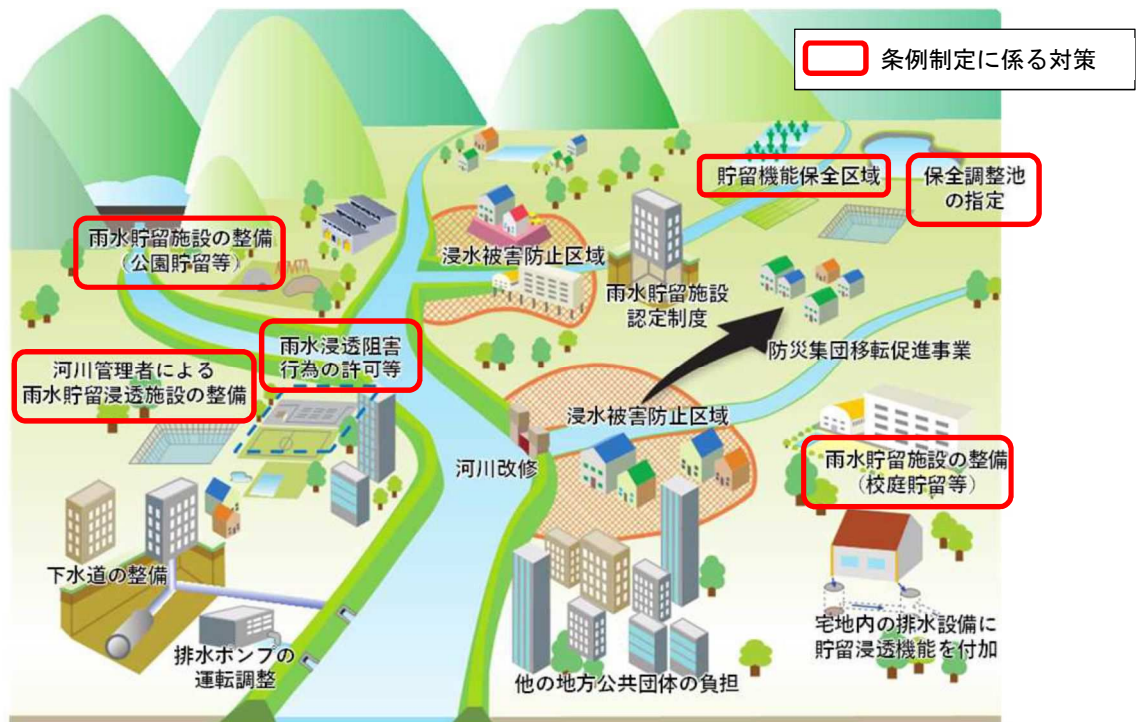


図 特定都市河川流域におけるハード・ソフト対策のイメージ

## 2 本県における特定都市河川の指定について

### (1) 指定河川の検討

一級河川江の川水系については、直轄区間において近年浸水被害が頻発し、特に下流域の島根県においては甚大な浸水被害が発生していることから、令和3年4月には「江の川流域治水推進室」を立ち上げ、国・県・流域市町村が連携して治水対策をより一層推進することとしており、法指定により雨水流出抑制機能を向上させるなど、さらに強力で流域治水の推進を図っていく必要がある。

また、本県においては、令和3年7月豪雨により本川、8月豪雨により多治比川（江の川上流域）において甚大な浸水被害が発生したことから、一連区間の河川整備等による改良復旧を予定しているところであり、この2河川の法指定により、流域一体となってさらなる治水対策の推進を図っていく必要がある。

現在、これら2流域について、特定都市河川指定に向けた検討を進めており、今後その他の河川についても、順次指定の必要性を検討していく。

### (2) 指定河川流域の概要

指定河川流域	一級河川江の川上流域	二級河川本川流域
河川管理者	国・県	県
指定流域面積	約 670km <sup>2</sup> (江の川流域面積 3,900km <sup>2</sup> ) ※江の川本川栗屋上流(船所)地点より上流域	約 6.8km <sup>2</sup> (本川流域面積 6.8km <sup>2</sup> )
指定流域内市町	三次市・安芸高田市・北広島町 ・広島市	竹原市
河川延長(河川数)	国管理：46km(1河川) 県管理：266km(43河川)	県管理：2.3km(1河川)
該当する指定要件	「開削が困難な狭窄部を有する河川」	「市街化が著しく進展している河川」
近年における浸水被害発生洪水	平成30年7月・令和2年7月・令和3年8月	平成30年7月・令和3年7月